

川崎市居住支援協議会

令和3年度 定期総会 議事次第

日時：令和3年5月27日（木） 14:00～15:30

会場：川崎市役所第3庁舎15階第1～3会議室（川崎区東田町5番地4）

議 案

- (1) 第1号議案 役員交代（案）について
- (2) 第2号議案 令和2年度事業報告（案）について
- (3) 第3号議案 令和2年度決算報告（案）及び監査報告について
- (4) 第4号議案 令和3年度事業計画（案）について
- (5) 第5号議案 令和3年度予算（案）について
- (6) 第6号議案 会員の新規加入（案）について
- (7) 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則 改正（案）について

(配布資料)

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 第1号議案 役員交代（案）
- ・ 資料2 第2号議案 令和2年度事業報告（案）
- ・ 資料3 第3号議案 令和2年度決算報告（案）及び監査報告
- ・ 資料4 第4号議案 令和3年度事業計画（案）
- ・ 資料5 第5号議案 令和3年度予算（案）
- ・ 資料6 第6号議案 会員の新規加入（案）
- ・ 資料7 第7号議案 川崎市居住支援協議会会則別表 改正（案）

- ・ 参考資料1 令和3年度協議会スケジュール
- ・ 参考資料2 川崎市居住支援協議会会則・会計規則

【第 1 号議案】

川崎市居住支援協議会 役員交代(案)

役職	団体等	氏名	前任者
会長	川崎市 まちづくり局 住宅政策部長	長澤 貴裕	
副会長	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 支部長	中村 公則	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 常務理事	邊見 洋之	上野 葉子
幹事	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 支部長	中村 公則	
	公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 川崎支部 副支部長	米田 恵子	
	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部 副支部長	加藤 豊	
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター 部長	関川 真一	佐竹 恵子
	川崎市地域自立支援協議会 精神障害者地域移行・地域定着支援部会	二ノ宮 由江	
	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長	斐 安	
	特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 理事長	永島 優子	
	川崎市 市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 課長	長沼 芳之	小川 清
	川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室 担当課長	久々津 裕敏	長井 武志
	川崎市 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課 担当課長	小島 隆司	
会計 監事	一般財団法人 高齢者住宅財団 総務部長	小岩 光弘	

(敬称略)

【第 2 号議案】

令和 2 年度 川崎市居住支援協議会 事業報告（案）

1. 総会等の開催

(1) 幹事会 … 令和 2 年 4 月 30 日（木）（書面表決）
定期総会 … 令和 2 年 5 月 15 日（金）（書面表決）
「令和元年度事業・決算報告（案）」「令和 2 年度事業計画／予算（案）」等について承認の議決を得るために開催した。

(2) 臨時総会 … 令和 3 年 1 月 13 日（水） ※書面表決
「令和 2 年度補正予算（案）」について承認の議決を得るために開催した。

(3) 専門部会による協議

- ・入居者や支援者に対する「賃貸借契約に関するサポートブック」の作成に関する議論や、「精神障害者の居住に関する事例集」を活用した意見交換会の実施による入居者の受入れに関する不安の軽減に向けた支援等を検討。
- ・その他、すまいの相談窓口における相談事例に関するケーススタディを実施。

○第 1 回：令和 2 年 7 月 16 日（木）、17 日（金）
○第 2 回：令和 2 年 10 月 9 日（金）、16 日（金）、19 日（月）
○第 3 回：令和 3 年 1 月 26 日（火）、19 日（金）

2. 具体的な取組

令和 2 年度は、専門部会での検討と合わせて次のとおり具体的な取組を行った。

(1) すまいの相談窓口における支援体制の充実

①すまいの相談窓口の支援体制の充実

相談対応が難航していた川崎中北部に関して、物件提供体制の強化のため各不動産団体より「居住支援サポート店」を追加推薦いただき、入居支援体制を強化。さらに、窓口の機能充実（アフターフォロー等）を目的とした、窓口とサポート店との連絡体制の効率化や物件情報提供後の成約状況等を把握する体制を整備。

②物件確保に向けた検討・取組

市内の民間賃貸住宅を所有するオーナーに対し、居住支援に対する理解醸成や、具体的に活用可能な物件の掘り起こし（要配慮者への物件提供）を目的とした、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅登録制度に関する説明・周知を実施。

令和 2 年度 民間賃貸住宅オーナーセミナー

「相続対策の第一歩～資産を守る・活かす～〔川崎市の居住支援を相続に活かす〕」

・日 時： 令和 3 年 1 月 23 日（土）14:00～16:00

・会 場： ミューザ川崎（緊急事態宣言のため、ZOOMのみの開催）

・対象者： 市内の民間賃貸住宅（アパート）オーナー及びその家族 12名

・講 師： 日本賃貸住宅管理協会神奈川県支部 加藤副支部長（居住支援協議会 幹事長）

(2) 居住中の支援（体制やサービス等）の見える化

- ・昨年度居住支援協議会が川崎市地域自立支援協議会と共同で作成した、「居住支援ガイドブック 精神障害者の居住に関する事例集」を活用し、不動産事業者への周知啓発を実施するとともに、不動産事業者と障害者福祉団体の意見交換会を実施することで、相互に抱える課題を再認識し、より効果的な支援体制の構築を検討する機会となった。

『精神障害者の居住に関する事例集』を活用した意見交換会
川崎市居住支援協議会・川崎市地域自立支援協議会の共催

- ・日 時： 令和2年12月3日(木) 14:00～15:30
- ・会 場： 川崎市産業振興会館11階第6会議室（並行してZOOMによる出席も対応）
- ・出席者： 川崎市居住支援協議会 10名
川崎市地域自立支援協議会 7名

(3) 入居者死亡時の対応に関する不安等の軽減

① 「入居者・支援者向け 賃貸借契約に関するサポートブック」の作成

入居者が民間賃貸住宅への入居(賃貸借契約)に伴い発生する権利や義務、必要な手続き等について正しい理解を持ち、事前にその役割や負担等への備えを意識することで、家主や不動産事業者の不安・負担の解消につなげ、結果として、住宅確保要配慮者の受入れの促進に繋がることを目的とした、「賃貸借契約に関するサポートブック」を作成。

② 「安心賃貸経営の手引き（県居住支援協議会と連携）」の作成

今後、増加が予測される高齢者等の住宅確保要配慮者の受け入れにあたって、より多くの家主・不動産事業者に孤独死等に対応した保険商品を認知・活用してもらい、住宅確保要配慮者の受入れが進むよう、神奈川県居住支援協議会や、専門団体（一般社団法人日本少額短期保険協会）等と連携し「貸主向け保険商品ガイドブック」を作成。

3. その他（事務局対応）

講演等への協力

- ・居住支援協議会の概要（設立経緯や体制等）に関して、他の地方自治体や関係団体からの依頼等に基づき、講演や説明等を実施した。

- 全国居住支援協議会／川崎市における居住支援の取組についての講演
- 藤沢市居住支援法人 すまいる藤／川崎市における居住支援についての講演

令和2年度 決算報告(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(A)	決算額(B)	増減 (B-A) △は減	備考
補助金収入	3,442,000	3,435,722	△ 6,278	
重層的セーフティネット構築支援事業補助	3,442,000	3,435,722	△ 6,278	国土交通省補助金
借入金	2,070,000	2,070,000	0	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	55,012	55,012	
雑収入	0	55,000	55,000	講演会報酬(30,000+25,000)
預金利子	0	12	12	預金利子
当該年度収入合計(C)	5,512,000	5,560,734	48,734	
前年度繰越金	10,033	10,033	0	
収入合計	5,522,033	5,570,767	48,734	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	予算額(a)	決算額(b)	増減 (b-a) △は減	備考
人件費	1,822,000	1,824,660	2,660	
事務局人件費	1,822,000	1,824,660	2,660	住宅供給公社職員分
旅費	11,000	4,940	△ 6,060	
交通費	11,000	4,940	△ 6,060	住宅供給公社職員分
庁費	1,609,000	1,631,202	22,202	
需用費	358,000	452,931	94,931	消耗品費、事務用品、光熱費、印刷製本費
報償費	26,000	26,000	0	講演会謝金
役務費	16,000	19,666	3,666	広告宣伝費、振込手数料
委託費	1,050,000	1,039,600	△ 10,400	ホームページ翻訳費
使用料及び賃借料	159,000	93,005	△ 65,995	会議室利用料、マイク等リース代、事務所賃料
償還金	2,070,000	2,070,000	0	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(D)	5,512,000	5,530,802	18,802	
次年度繰越金	10,033	39,965	29,932	預金利子含む
支出合計	5,522,033	5,570,767	48,734	

当該年度収支差額(C) - (D)	当該年度 収入合計(C)	当該年度 支出合計(D)	収支差額	
	5,560,734	5,530,802	29,932	(=次年度繰越金)



会計監査報告書

令和3年5月7日、川崎市居住支援協議会会則第17条の定めるところにより、令和2年度の収支決算状況について、関係帳簿等により慎重に会計監査を行ったところ、経理等の内容は、良好かつ適正であると認められました。

令和3年5月7日

会計監事



令和3年度 川崎市居住支援協議会 事業計画（案）

令和3年度の協議会活動は、令和2年度の成果を踏まえ、次のとおり各専門部会にて具体的な取組を中心に検討を進める。

1. 総会等の開催（予定）

- (1) 定期総会 … 令和3年4月中旬～5月中旬
「令和2年度事業報告・決算」「令和3年度事業計画・予算」等について議決
- (2) 幹事会 … 令和3年3月下旬～4月上旬
定期総会における議案について検討、確認
- (3) 専門部会 … 令和3年7月中旬、11月中旬、令和4年1月中旬
各取組毎に専門部会をそれぞれ年2～3回開催し、ケーススタディや各会員からの提案に基づく意見交換等

2. 具体的な取組

(1) すまいの相談窓口における支援体制の充実

すまいの相談窓口の運営にあたり、引き続き庁内や関係機関、協議会サポート店等との連携力の強化を目指すとともに、物件確保に向けた取組等を推進する。

- 庁内各部署・関係機関への説明・周知啓発
- 相談窓口の醸成（相談事例のケーススタディ）
- 物件確保に向けた取組（家主向けセミナーの開催、借上住宅の分析など）

(2) 居住中の支援（体制やサービス等）の活用

単身高齢者や精神障害者等に対する居住中の支援（みまもり体制やサービス等）について、有効性や実現性について検討し、家主や不動産事業者の不安が解消されるような具体的な事例や制度、地域資源等の整理する。

- 他都市協議会の活動事例等についての検討
- 精神障害者の安定した居住に向けた地域自立支援協議会との連携

(3) 入居者死亡時の対応に関する不安等の軽減

入居者死亡時における家主・不動産事業者の不安や金銭的負担等の軽減に向け、退去に必要な手続きや、事前の備えとして有効な手段（保険等）について周知・活用する。

- 昨年度作成したサポートブック等の周知啓発、外国語版についての検討

※その他、個別の検討事項に関しては、ワーキンググループ等により対応していく

3. 中長期的な検討

- ・居住支援協議会のあり方や居住支援の地域への波及について

- 国の補助金が令和6年度までとなっており、その後の補助金交付については不明のため、持続可能な協議会運営を見据えて、独自の運営資金の確保や運営体制の見直しについてを検討
- 協議会の取組みに関して、市域での連携体制や周知機能は充足しつつある一方で、地域レベルでは住宅と福祉の連携が円滑に行われるべき課題が散見される。そのため、居住支援を推進していく上で、各地域での福祉と住宅の繋がりが重要であることから、各区や地域における住宅と福祉の連携体制の構築に関して検討

令和3年度 予算(案)

[収入の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和3年度 予算額(A)	令和2年度 予算額(B)	増減 (A-B) △は減	備考
補助金収入	3,958,000	3,442,000	516,000	
共生社会実現に向けた住宅セーフ ティネット機能強化・推進事業補助	3,958,000	3,442,000	516,000	国土交通省補助金
借入金	1,840,000	2,070,000	△ 230,000	川崎市住宅供給公社からの借入
雑収入等	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
預金利子	0	0	0	
当該年度収入合計(C)	5,798,000	5,512,000	286,000	
前年度繰越金	39,965	10,033	29,932	預金利子等
収入合計	5,837,965	5,522,033	256,068	

[支出の部]

(単位:円)

中科目 小科目	令和3年度 予算額(a)	令和2年度 予算額(b)	増減 (a-b) △は減	備考
人件費	1,968,000	1,822,000	146,000	
事務局人件費	1,968,000	1,822,000	146,000	住宅供給公社職員分
旅費	40,000	11,000	29,000	
交通費	40,000	11,000	29,000	住宅供給公社職員分
庁費	1,950,000	1,609,000	341,000	
需用費	850,000	358,000	492,000	印刷製本費、光熱水費、消耗品費
報償費	300,000	26,000	274,000	入居支援費等
役務費	530,000	16,000	514,000	通信運搬費、振込み手数料、広告宣伝費
委託費	150,000	1,050,000	△ 900,000	ホームページ作成費等
使用料及び賃借料	120,000	159,000	△ 39,000	講演会会場使用料・マイク等リース費、事務所賃料
償還金	1,840,000	2,070,000	△ 230,000	川崎市住宅供給公社への償還
当該年度支出合計(D)	5,798,000	5,512,000	286,000	
次年度繰越金	39,965	10,033	29,932	預金利子等
支出合計	5,837,965	5,522,033	256,068	

【第6号議案】

資料6

会員の新規加入(案)

団体名 (事務所所在地)	所在地	理由	参加専門部会		
			A	B	C
法務省 横浜保護観察所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎	川崎市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において住宅確保要配慮者に分類される(更生保護対象者)刑務所出所者等について、法務省等通知「住まい支援の連携強化の推進にむけて(依頼)」にて、保護観察所等を居住支援協議会へ参画することによる連携力の強化が求められているため	※	○ ※	※

※初回については、全専門部会に参加していただき、事業概要等についての説明を行っていただく予定です。

参考資料1

令和3年度 川崎市居住支援協議会 想定スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
総会			● 定期総会(5月中旬) ・前年度決算、事業報告 ・新年度予算、事業計画										・定期総会后、国費申請予定 ・その他、必要に応じて臨時総会	
幹事会	⇔ 幹事会(4/下旬) ※持ち回り ・定期総会での議決事項の承認 など ※幹事会の事前調整 ※新年度役員確認												・定期総会前に開催 ・新年度の役員交代等について確認 ・令和3年度の専門部会での検討テーマと部会割りについて	
専門部会	居住支援協議会 専門部会				● 第1回(7月中旬)			● 第2回(10月中旬)				● 第3回(1月下旬)	A部会: ・サポートブック等を活用した庁内各部署や関係機関への説明・周知啓発。 ・すまいの相談窓口の相談事例についてのケーススタディ B部会: ・他都市居住支援協議会等の活動事例についての整理 ・地域自立支援協議会との連携 C部会: ・令和2年度に作成した賃貸借契約に関するサポートブックを活用した周知・啓発。 ・神奈川県居住支援協議会等と作成した貸主向け保険商品ガイドブックを活用した孤独死対策保険の整理。	
		← 『賃貸借契約に関するサポートブック』等を活用した庁内関係部署・関係機関等への説明・周知啓発 →												
	他都市居住支援協議会等					⇔ 他都市活動事例の整理			⇔ 他都市へのヒアリン					
	○ 第1回(4/中旬)		○ 第2回(6月中旬)			○ 第3回(8月下旬)		○ 第4回(10月中旬)		○ 第5回(12月中旬)		○ 第6回(2月中旬)		
	地域自立支援協議会(部会)												⇔ 地域自立支援協議会との連携	
その他	国庫補助申請関連		● 応募手続き	● 交付申請									・協議会運営費(国費)の応募及び交付申請手続き (今年度の国費の対象となる事業期間は令和4年2月28日まで) ・大規模災害時の賃貸型応急仮設住宅の対応について、県及び市で作成した不動産事業者向けマニュアル及び概要版を活用し、不動産団体と意見交換を行いながら、制度について周知・啓発等を行い、被災者の住宅確保を円滑に行えるよう取り組んでいく。	
	災害救助法関連													大規模災害時の住宅確保要配慮者への対応について 居住支援協議会として検討
													令和3年度 事業(補助対象)期間 ※交付決定日	

川崎市居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、川崎市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、川崎市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 あらたに会員になろうとするものは、次条において規定する会長に入会を申し込み、同条において規定する幹事の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 2名
 - 三 幹事 10名程度
 - 四 会計監事 1名
- 2 役員は、本会の会員のうちから総会で選任する。
 - 3 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - 三 会則の制定及び改廃に関すること。
 - 四 専門部会の設置に関すること。
 - 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(幹事会)

第10条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項について決定する。
 - 一 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - 二 総会に付議すべき事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 幹事長は、幹事の互選とし、その議長となる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。

(専門部会)

- 第11条 専門部会は会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。
- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
 - 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の下に分科会又はワーキンググループを設置することができる。この場合、各専門部会合同の分科会又はワーキンググループを設置することもできるものとする。
 - 4 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(連絡調整会議)

- 第12条 会長は、総会、幹事会及び専門部会のほか、活動内容の中間報告や事業実施にあたり必要となる会員相互の連絡調整のため、必要に応じて連絡調整会議を開催することができる。

(事務局)

- 第13条 本会の事務、経費の管理等を行うために、川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課及び川崎市住宅供給公社に事務局を置く。

第4章 会計

(経費)

- 第14条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

- 第17条 会計監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 個人情報等

(秘密の保持)

- 第18条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報保護)

第19条 本会が取り扱う個人情報の保護に関しては、川崎市個人情報保護条例のほか関連する規定を準用する。

この場合において、「実施機関」とあるのは「本会」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この会則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
宅地建物取引業者	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎南支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎中支部 公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 川崎北支部 公益社団法人 全日本不動産協会 川崎支部
賃貸住宅事業者	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 神奈川県支部
居住支援団体	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 社会福祉法人 照陽会 川崎市地域自立支援協議会 川崎市内地域包括支援センター ※ 川崎市介護支援専門員連絡会 特定非営利活動法人 かながわ外国人すまいサポートセンター 特定非営利活動法人 楽 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 特定非営利活動法人 かわさき住環境ネットワーク 一般財団法人 高齢者住宅財団 一般財団法人 川崎市まちづくり公社 川崎市住宅供給公社
法務省	横浜保護観察所
川崎市関係課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 市民文化局 人権・男女共同参画室 経済労働局 イノベーション推進室 健康福祉局 生活保護・自立支援室 健康福祉局 地域包括ケア推進室 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課 健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課 健康福祉局 障害保健福祉部 精神保健課 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者社会参加・就労支援課 こども未来局 こども支援部 こども家庭課 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課

※川崎市内地域包括支援センターについては、2センターが会員となる

川崎市居住支援協議会会計規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市居住支援協議会（以下「協議会」という。）の会計事務の適切な処理を図るため、その予算、決算及び経理等に関する手続き等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 川崎市居住支援協議会会則（以下「会則」という。）第5条に規定する会長をいう。
- (2) 事務局長 会則第13条に規定する事務局が置かれる川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課の担当課長をいう。

第2章 予算

(歳入歳出予算の科目)

第3条 歳入歳出予算の科目は、別表1のとおりとする。

(決裁者)

第4条 会計事務の決裁者は、別表2のとおりとする。

(決裁の代行)

第5条 別表2において決裁者が事務局長に属する決裁において、事務局長が不在の場合は、会長が決裁を代行できる。

(調定及び執行)

第6条 歳入予算の調定は、調定伺票（第1号様式）により、歳出予算の執行は、歳出予算執行伺票兼前渡金支出命令票（第2号様式）を作成し、これに決裁を得て行うものとする。

(履行確認)

第7条 契約が履行されたときは、別表2により、履行確認検査調書（第3号様式）で履行を確認する。

2 前項により履行を確認する者は、事務局長が指名した者とする。

(支出命令)

第8条 支出命令は、支出命令票兼前渡金精算報告書（第4号様式）に決裁することによって行う。

2 前項により、支出命令を行うときは、原則、債務が確定していることを確認するに必要な書類及び、請求に基づくものにあつては請求書を添付しなければならない。但し、事務局長が認めた経費については、資金前渡による支出ができる。

3 資金前渡による場合を除き、支出命令は歳出執行伺票兼前渡金支出命令票に適合するかどうかを確認して行う。

- 4 資金前渡による支出をする場合は、歳出予算執行伺票兼前渡金支出命令票の備考欄に「資金前渡」と記載し、前渡金受領者を明記することにより行う。

(支払方法)

第9条 支払いは、資金前渡による場合を除き、適法な請求書を受領してから別に定めのある場合のほか、30日以内に支払うものとする。

- 2 支払いは、原則として契約履行後または支出決定後に支払うものとする。

(収支決算書)

第10条 事務局長は、会計年度終了後、収支決算書（第5号様式）を作成し、会長に提出しなければならない。

(精算報告等)

第11条 前渡金の精算報告は、支出命令票兼前渡金精算報告書に、証拠書類を添付し決裁することにより行う。

- 2 請求書による支払いの場合、支払いを証明できる書類を支出命令票兼前渡金精算報告書に添付する。

第3章 物品管理

(物品管理)

第12条 協議会が取得した物品について、管理の適正を期するため、事務局長は、物品の管理に関する事務を行う。

- 2 事務局長は、備品管理簿（第6号様式）を備え、協議会の所有に属する動産で比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの、かつ、購入価額が2万円以上の物を購入したあと、遅滞なく、備品管理簿に記載するとともに、原則として、当該備品には備品管理番号を表示することとする。

第4章 雑則

(帳簿類)

第13条 事務局は、次の各号に掲げる帳票類を備えるものとする。

- (1) 現金出納簿（第7号様式）
- (2) 預金通帳

(その他)

第14条 この規則に定めのない事項については、川崎市金銭会計規則、川崎市住宅供給公社会計規程のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日付国住生第4号）等の関係規定を参酌し、別途定めるものとする。

附 則

この規則は、平成28年8月10日から施行する。